

告発状	
平成28年 5月10日	
平成27年 6月 9日	
東京地方検察庁 御中	
告発人	
〒261-0003	
住所	千葉県美浜区高浜6-18-9
電話	090-4824-7899
職業	合同会社未来 代表
生年月日	昭和24年9月9日生
氏名	長野恭博 印
被告発人	
警察官と共謀し、虚偽の映像ニュースを制作したニュース製作会社	
警察官と共謀し違法に情報を入手して、虚偽のニュース映像を制作し犯罪をなす捜査の警察官の逮捕・監禁、送検を故意にを助長した	
正犯の成す、刑法194条 特別公務員職権濫用罪および刑法172条 虚偽告訴罪に対する、刑法62条1項幫助罪	
1)警視庁の警察官ら	姓名不詳およびその関係者
2)ニュース製作会社の社員ら	姓名不詳およびその関係者
公共の電波媒体を使ってニュース製作会社と共謀し虚偽情報を流布したテレビ局	
虚偽のニュース映像を販売し、またそれを購入して、公共の電波媒体で、犯罪をなす捜査の警察官の逮捕・監禁、送検を故意に助長した	
正犯の成す、刑法194条 特別公務員職権濫用罪および刑法172条 虚偽告訴罪に対する、刑法62条1項幫助罪	
1)ニュース製作会社の社員ら	姓名不詳およびその関係者
2)NHK 初めテレビ局の社員ら	姓名不詳およびその関係者
公共の新聞媒体などマスコミへ虚偽情報を発表し、またその虚偽情報を流布した新聞社	
虚偽情報を提供して、また虚偽情報を入手して、公共の新聞媒体で、犯罪をなす捜査の警察官の逮捕・監禁、送検を故意に助長した	
正犯の成す、刑法194条 特別公務員職権濫用罪および刑法172条 虚偽告訴罪に対する、刑法62条1項幫助罪	
1)警視庁の警察官ら	姓名不詳およびその関係者
2)読売新聞の記者ら	姓名不詳およびその関係者
フィリピン大使館入管法違反の虚偽情報を発表した警察官、またその虚偽情報を流布した新聞社	
フィリピン大使館職員、外交官らの入管法違反虚偽情報を提供して、また虚偽情報を入手して、公共の新聞媒体で、犯罪をなす捜査の警察官の逮捕・監禁、送検を故意に助長した	
正犯の成す、虚偽告訴罪に対する、刑法62条1項幫助罪	
1)神奈川県警の警察官ら	姓名不詳およびその関係者
2)読売新聞の記者ら	姓名不詳およびその関係者
尚、放送法違反につきましては非告発人の犯罪事実が確定した段階で担当大臣に告発状を提出いたします。	

第1章. 告発の趣旨

被告発人は正犯の成す下記犯罪に対し心理的に実行行為を促進したものである。

日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法（以下「入管法」と言う）」70条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法73の2条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。

しかし、実態は、（不法就労させた雇用者）を「不法就労助長罪」で処分せず、（不法就労した外国人だけ）を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。

これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下での平等にも反しています。

不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人も、処分なし（無罪）が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の幫助者もいないということです。これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。

2010年に発生した当入管法違反幫助事件では、もっと悪質な、犯罪行為をしました。従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「幫助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑でなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、採用予定の正犯に雇用契約書を提供した告発人と共犯とされた元部下の中国人「金軍学」です。

私と共犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その幫助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する幫助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「幫助罪」を乱用され実刑（懲役刑）を受けました。

「金軍学」や私だけでなく、私の知る限り、2014年、2015年にはフィリピン大使館職員や外交官まで同様の不法な論理で「幫助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、刑法の幫助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。被告発人らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

1. 不法就労に対する幫助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されています。正犯や警察官、検察官も認めるように、「金軍学」は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。

2. 正犯を雇用した事業者は何れも、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば雇用された正犯もお咎め無しの無罪です。そして如何なる幫助者も存在しないということです。

3. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労（資格外活動）にならないことは自明の理です。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものです。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」（法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で制定した条例も含む）に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、事業者として協力したものであり、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消することができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は法律ではない法務省の「省令」で、技術や人文国際については、大学、短大等を卒業して専門知識をもっていることを付与方針として規定していますので、「卒業証書」であれば在留資格付与の大きな要因だと推測できますが、雇用契約書が在留資格の取得を容易にするとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可（パスポートへの証印）も許可条件を未公開で、外務大臣が裁量で許可を与えて在住（入国）が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告発人らは、入管との質疑などで在留資格について次のように説明され運用させられていました。

1）「卒業証書」で在留資格要件が満たされ専門知識があれば、雇用会社が不適當若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。

2）雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格（技術や人文国際）の範囲でどこで働こうと自由である。

3）在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのではなく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。

よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえず、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。

前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。

彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の責であることは自明の理であります。

以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する幫助・助長行為は「不法就労助長罪」に規定するどおりで処分しなければ不当であり、幫助罪の適用は不法です。

2015年、大阪で中国人留学生がホステスをして「不法就労罪」で処分され「国外退去」になりましたが、不当だとして裁判で争い、無罪になっています。

このときの判決理由は、資格外活動として、週に28時間の就業時間制限や風俗営業での就労を認めていないのは、入管法本則（法律）ではなく細則（省令）なので、法律違反ではないとして起訴を退けたのです。

4. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば幫助罪だとするのは幫助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。

外国人のした不法就労に対して、その幫助行為の処罰を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為の幫助を理由にして、刑法の「幫助罪」を適用するのは、**幫助罪の乱用で違法です。**

不法就労の幫助理由に、(課長通達で要求された)「(内容虚偽の)雇用契約書」を正犯に提供したから、(法務大臣より裁量で)在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、(外務大臣より裁量で入国査証が得られ)日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法の幫助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であっても在留資格の取得や入国査証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができることは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、幫助罪の乱用で違法です。

日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、桶屋が儲かるのか・・・？因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。

こうした、遠い因果関係で幫助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民は安心して生活ができません。

日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、外国人にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人ができたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の幫助罪が適用できるのでしょうか؟؟この答えとして、

取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する幫助罪で済むけど・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、幫助罪ですよ！気をつけてくださいよ！」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「幫助罪」を適用しているのです。

外国人を平等に扱う日本人を面白く無いと思えば、この日本人に対して、裁量で殺人の幫助者にもしているのです。人権侵害の根本は、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。

よって被告人正犯らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、
①主体が特別公務員であること、・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。
②人を逮捕・監禁したこと、・・・事実として逮捕・監禁されました。
③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟法 第八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定されています。

よって、犯罪が思料されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。

告訴事実に記載のとおり、不法な内容虚偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限を行使しています。

特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。

私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が自主的に再審請求することを望んでいます。

よって、何度めかになりますが 告発状を提出いたします。

以下の被告発人の所為は、正犯の成す、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172 条 虚偽告訴罪に対する、刑法 62 条 1 項幫助罪に該当する者と考えるので、被告発人を厳罰に処することを求め告発します。

第2章. 告発事実

虚偽情報ニュースや内容虚偽の逮捕情報などの詳細は、IV. 被告発人の虚偽情報の流布 に記載してあります。

第 2 章－ 1. 警察官と共謀し、虚偽の映像ニュースを制作したニュース製作会社

I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成 22 年 6 月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消 22 条の 4・4 の幫助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内において金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を虚偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって、警察官らは不法な逮捕監禁を周囲からあとで疑われることもなかったのです。

2. 正犯の検察官は、平成 22 年 6 月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消 22 条の 4・4 の幫助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって、検察官は不法な勾留を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

3. また 正犯の警察官らは、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に留置中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に（再）逮捕令状を嘘偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって、警察官らは不法な再逮捕監禁を周囲からあとで疑われることもなかったのです。

4. 正犯の検察官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑などで、不法に（再）勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって、検察官は不法な再勾留を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

5. 正犯の裁判官は、平成22年6月14日逮捕の前頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュ

ース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

6. 正犯の裁判官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な（再）逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は再逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

7. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は勾留状発行を容易に行うことができたのです。

8. 正犯の裁判官は、平成22年7月5日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な（再）勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は再勾留状発行を容易に行うことができたのです。

9. 正犯の裁判官は、平成22年10月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、東京拘置所に収監中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、

告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって裁判官は不法な逮捕・監禁を行なわせての公判を容易に行うことができたのです。

以上 9 件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

ビデオ撮影は、千葉市美浜区の告発人の自宅前で、時間は、逮捕当日の 10 時から 10 時 30 分ごろです。逮捕は世田谷署で 11 時 30 分頃です。テレビのニュースは、各社とも 12 時前後のお昼のニュースです。したがって、逮捕前の情報がなければ、告発人の自宅へくることができず、逮捕前の映像を不法に撮影することも出来ませんし、ニュース記事はかけません。

警察と一体になっての違法撮影でも、ビデオ撮影後のニュース映像を、逮捕後すぐに放映することは不可能です。明らかに警察官らが、ニュース制作会社、テレビ局に、不法に虚偽情報を流し、そして警察の協力のもとに制作されています。

ニュース制作会社は、虚偽のニュース映像を制作し、テレビ局に販売し放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。

尚、被告発人のする助長行為が、その後の裁判官に予断を与え、不法な所為がすべての裁判官に適法として扱われてたことから証左出来ます。

裁判官は、これだけの報道だから、マスコミでも法的調査は済んでるだろうとか、これだけの報道だから警察官、検察官に恥をかかせてはいけないなどの情により適法としたのであろうと推測できます。

3 年間で 1 億円以上を稼いでいたと言う記事は、未だに会う人に言われますが、全く虚偽で、警察の取調べや公判でも出て来ません。一生言われるのだと思います。告発人の説明は、自分勝手な言い訳としか受け止めてくれません。

なぜなら報道が虚偽報道をするはずはないし、もしそんなことをすれば処罰されるのに処罰されないのは、告発人の言い訳だと陰で言うのです。よって、犯行は計画的であり、警察官らは逮捕情報を漏洩し、ニュース制作会社と共謀し、不法な逮捕を正当化し、警察官らの犯罪を促進したものです。

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」詳しくは、第 1 章. 告訴の趣旨で記載しましたが正犯の犯罪要旨を再掲します。

この事件は、入管法で規定する犯罪である。不法就労に対しては、不法就労をした外国人を「不報就労罪」で、また、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分することが規定されている。よって、入管法の不法就労に関しては、両罪でこの事件は完結しなければならないが、正犯のみを「不報就労罪」で刑事処分し、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分せずに、内容虚偽の雇用契約書を提出し、在留資格の取得を容易にしたので正犯は不法就労ができたとして、告発人を不法就労の幫助罪としたが、前章の告訴の趣旨で記載したとおり、不法であ

る。

従来は、不法就労した外国人だけを恣意的に「不法就労罪」で罰金などで刑事処分し国外退去させ、不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分していないが、法の下で公平でなく、国際法に反する行為であるので、外国人も無罪としなければならないが、この事件では、手柄を得たい入管法に熟知した被告発人は検察官と共謀し、不法就労させた事業者を情により処罰せずとも、不法就労者を処分する新たな手口を画策したのです。

先に不法就労で逮捕した正犯を罰金刑ではなく懲役刑として刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、告発人らを虚偽の幫助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけるため、入管法違反（資格外活動）の刑法幫助罪の犯罪者として、でっち上げたのです。そのため虚偽逮捕、虚偽送検の犯罪を企てたのです。

在留資格の付与条件は未公開で、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものです。そして、仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていた場合には、法務大臣は、入管法22の4条の4により「在留資格の取消」を行うことができると入管法は規定しているので、入管法では不法就労と内容虚偽の雇用契約書との因果関係は全く無い。

仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていたとしても、在留資格の範囲内で働いていれば「不法就労」とならないことは自明である。

真実は、正犯が、在留資格の範囲外で就労したので、不法就労となったものである。それは「不法就労助長罪」で規定するように、正犯を雇用して資格外の不法就労をさせた事業者がいたからである。よって、仮に内容虚偽の雇用契約書であったとしても、不法就労とはなんら因果関係はないが、一般国民が入管法や国際法に疎いことを悪用した犯罪で、外国人だけを「不法就労罪」で懲役刑として刑事処分して手柄を立てたいばかりに、不法就労とは因果関係のない、「風が吹けば桶屋が儲かる論法」で、不法就労とは関係ない第三者を不法就労の幫助者としてでっち上げ、刑法の幫助罪を乱用しているのである。

告発人の経営するレフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円あり大会社だったので、犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

犯行目的は、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をした告発人らの両者を犯罪者とすることで、先輩警察官、検察官、裁判官らができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

事実、この後フィリピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

なお、中国人は、法務大臣より在留資格取消（第22条の4 4項）を理由として、国外退去の処分さえ受けていないので、在留資格取消の幫助とも言えないので全くの虚偽です。

したがって、非告発人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告発人の対象推定者

1年10日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、
当日お昼前後の各テレビ局のニュースで一斉に放送されたと聞いています。
NHK、TBS、日本テレビ、朝日テレビ、フジテレビ、テレビ東京など、
どのチャンネルにまわしても同じニュースだったと聞いています。

しかし、映像制作会社や虚偽情報を提供した警察官らの名前はわかりません。

告発人は、逮捕・監禁をされていたので、正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します。

よって、被告発人の所為は、前記9件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法194条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法62条1項幫助罪に該当するものです。

II. 虚偽告訴罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月15日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告発人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、月島署に逮捕監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告発（送検）したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって警察官らの不法な送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

2. 正犯の警察官らは、平成22年7月4日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告発人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、荻窪署に逮捕監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告発（追加送検）したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する虚偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に虚偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって警察官らの不法な追加送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

3. 正犯の検察官は、平成22年7月24日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告発人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、荻窪署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発（起訴）をしたもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人のニュース制作会社社員、そして警察官らは捜査指揮をする検察官と共謀し、明らかに不法な逮捕・監禁を正当化するため、違法に逮捕前に逮捕を正当化する嘘偽情報ニュース制作を画策し、ニュース制作会社は、逮捕前に嘘偽の記事内容でニュース映像を制作し、テレビ局に販売し、逮捕後すぐに、お昼のニュース番組で、放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与えることを狙い、警察官、検察官のなす犯罪行為を助長したものです。よって検察官の不法な起訴は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

以上3件の告発事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告発の目的を補充

前記 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実 に同じです。

したがって、非告発人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告発人の対象推定者

1年10日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、当日お昼前後の各テレビ局のニュースで一斉に放送されたと聞いています。NHK、TBS、日本テレビ、朝日テレビ、フジテレビ、テレビ東京など、どのチャンネルにまわしても同じニュースだったと聞いています。

しかし、映像制作会社や虚偽情報を提供した警察官らの名前はわかりません。

告発人は、逮捕・監禁をされていたので、正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します

よって、被告発人の所為は、前記3件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法172条 虚偽告訴罪に対する刑法62条1項 幫助罪に該当するものです。

第2章－2. 公共の電波媒体を使ってニュース製作会社と共謀し虚偽情報を流布したテレビ局

I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月14日11時半頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、世田谷署において告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を嘘偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない取調べを行ない、その後も、月島署に移送して不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって、警察官らは不法な逮捕監禁を周囲からあとで疑われることもなかったのです。

2. 正犯の検察官は、平成22年6月16日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思

科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって、検察官は不法な勾留を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

３．正犯の警察官らは、平成２２年７月３日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に留置中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に（再）逮捕令状を虚偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない、その後も、世田谷署及び荻窪署に移送して、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって、警察官らは不法な再逮捕監禁を周囲からあとで疑われることもなかったのです。

４．正犯の検察官は、平成２２年７月３日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、不法に（再）勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって、検察官は不法な再勾留を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

５．正犯の裁判官は、平成２２年６月１４日逮捕の前頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法１

9 4 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

6. 正犯の裁判官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な（再）逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は再逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

7. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は勾留状発行を容易に行うことができたのです。

8. 正犯の裁判官は、平成22年7月5日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な（再）勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって、よって裁判官は再勾留状発行を容易に行うことができたのです。

9. 正犯の裁判官は、平成22年10月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、東京拘置所に収監中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

更に、弁護人が毎月のようにする保釈請求においても、又判決後も、毎回検察官の意見を聴いたうえとして、不法な内容虚偽の起訴を適法として扱い、保釈請求を却下する通知を発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人に義務のない逮捕、監禁を行ったものです。

被告告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は不法な逮捕・監禁を行なわせたの公判の開始を容易に行うことができたのです。

以上9件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

ビデオ撮影は、千葉市美浜区の告発人の自宅前で、時間は、逮捕当日の10時から10時30分ごろです。逮捕は世田谷署で11時30分頃です。テレビのニュースは、各社とも12時前後のお昼のニュースです。したがって、逮捕前の情報がなければ、告発人の自宅へくることもできず、逮捕前の映像を不法に撮影することも出来ませんし、ニュース記事はかけません。

警察と一体になっての違法撮影でも、ビデオ撮影後のニュース映像を、逮捕後すぐに放映することは不可能です。明らかに警察官らが、ニュース制作会社、テレビ局に、不法に虚偽情報を流し、そして警察の協力のもとに制作されています。

ニュース制作会社は、虚偽のニュース映像を制作し、テレビ局に販売し放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。

尚、被告告発人のする助長行為が、その後の裁判官に予断を与え、不法な所為がすべての裁判官に適法として扱われてたことから証左出来ます。

裁判官は、これだけの報道だから、マスコミでも法的調査は済んでるだろうとか、これだけの報道だから警察官、検察官に恥をかかせてはいけないなどの情により適法としたのであろうと推測できます。

3年間で1億円以上を稼いでいたと言う記事は、未だに会う人に言われますが、全く虚偽で、警察の取調べや公判でも出て来ません。一生言われるのだと思います。告発人の説明は、自分勝手な言い訳としか受け止めてくれません。

なぜなら報道が虚偽報道をするはずはないし、もしそんなことをすれば処罰されるのに処罰されないのは、告発人の言い訳だと陰で言うのです。

よって、犯行は計画的であり、警察官らは逮捕情報を漏洩し、ニュース制作会社と共謀し、不法な逮捕を正当化し、警察官らの犯罪を促進したものです。

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」前記 第2章－1. 警察官と共謀し、虚偽の映像ニュースを制作したニュース制作会社 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実 について、同じです。

したがって、非告発人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告発人の対象推定者

1年10日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、当日お昼前後の各テレビ局のニュースで一斉に放送されたと聞いています。NHK、TBS、日本テレビ、朝日テレビ、フジテレビ、テレビ東京など、どのチャンネルにまわしても同じニュースだったと聞いています。

告発人は、逮捕・監禁をされていたので、正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します

よって、被告発人の所為は、前記9件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法194条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法62条1項幫助罪に該当するものです。

II. 虚偽告訴罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月15日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告発人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、月島署に逮捕監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告発（送検）したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって警察官らの不法な送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

2. 正犯の警察官らは、平成22年7月4日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告発人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、荻窪署に逮捕監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告発（追加送検）したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、

犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって警察官らの不法な追加送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

3. 正犯の検察官は、平成22年7月24日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告発人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、荻窪署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発（起訴）をしたもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人のテレビ局社員らはニュース制作会社社員らと共謀し、通常の入管法違反（資格外）幫助と異なる逮捕であり、幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、違法入手した逮捕情報より放送日時を打ち合わせするが、放送記事の法的裏付けなどを取らず、未必の故意で公共の電波を使い放映することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。よって検察官の不法な起訴は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

以上3件の告発事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告発の目的を補充

前記 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実 に同じです。

したがって、非告発人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告発人の対象推定者

1年10日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、当日お昼前後の各テレビ局のニュースで一斉に放送されたと聞いています。NHK、TBS、日本テレビ、朝日テレビ、フジテレビ、テレビ東京など、どのチャンネルにまわしても同じニュースだったと聞いています。

告発人は、逮捕・監禁をされていたので、正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します

よって、被告発人の所為は、前記3件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法172条 虚偽告訴罪に対する刑法62条1項 幫助罪に該当するものです。

第2章ー3. 公共の新聞媒体などマスコミへ虚偽情報を発表し、またその虚偽情報を流布した新聞社

I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月14日11時半頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、世田谷署において告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を虚偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない取調べを行ない、その後も、月島署に移送して不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったも

ので、警察官らの所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって、警察官らは不法な逮捕監禁を周囲からあとで疑われることもなかったのです。

２．正犯の検察官は、平成２２年６月１６日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって、検察官は不法な勾留を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

３．正犯の警察官らは、平成２２年７月３日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に留置中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に（再）逮捕令状を虚偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない、その後も、世田谷署及び荻窪署に移送して、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって、警察官らは不法な再逮捕監禁を周囲からあとで疑われることもなかったのです。

４．正犯の検察官は、平成２２年７月３日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、不法に（再）勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わ

らず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって、検察官は不法な再勾留を周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

5. 正犯の裁判官は、平成22年6月14日逮捕の前頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

6. 正犯の裁判官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な（再）逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は再逮捕状発行を容易に行うことができたのです。

7. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は勾留状発行を容易に行うことができたのです。

8. 正犯の裁判官は、平成22年7月5日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪書に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な（再）勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は再勾留状発行を容易に行うことができたのです。

9. 正犯の裁判官は、平成22年10月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、東京拘置所に収監中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、告発人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって裁判官は不法な逮捕・監禁を行なわせたの公判を容易に行うことができたのです。

以上9件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

警察や検察の関係者は違法逮捕であるにも関わらず、逮捕を正当化するために新聞社などに内容虚偽の逮捕情報を提供し、新聞社は通常と異なる入管法違反幫助事件であるにも関わらず、未必の故意で、法的根拠の裏付け調査をせず鵜呑みにして、正に戦争中の大本営発表を扱う記事のごとく、翌日の朝刊等で大きく報道し、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。

尚、被告告発人のする助長行為が、その後の裁判官に予断を与え、不法な所為がすべての裁判官に適法として扱われてたことから証左出来ます。

裁判官は、これだけの報道だから、マスコミでも法的調査は済んでるだろうとか、これだけの報道だから警察官、検察官に恥をかかせてはいけないなどの情により適法としたのであろうと推測できます。

また弁護人にも、予断を与えたことは否定できません。

3年間で1億円以上を稼いでいたと言う記事は、未だに会う人に言われますが、全く虚偽で、警察の取調べや公判でも出て来ません。一生言われるのだと思います。告発人の説明は、自分勝手な言い訳としか受け止めてくれません。

なぜなら報道が虚偽報道をするはずはないし、もしそんなことをすれば処罰されるのに処罰されないのは、告発人の言い訳だと陰で言うのです。

よって、犯行は計画的であり、警察官らは逮捕情報を漏洩し、不法な逮捕を正当化し、警察官らの犯罪を促進したものです。

国策として外国人の単純労働を排する入管法は、不法就労した外国人を不法就労罪で処罰し、働く資格のない外国人を雇用して不法就労者にさせた事業主を不法就労就労助長罪で平等に処罰する法体系になっているが、通常は、事業者への不法就労助長罪の適用をとめて、処罰しない運用だったので、不法就労した外国人は犠牲者でもあるので不法就労者にも厳しい刑事罰を科さずに、せいぜい少額罰金での国外退去の行政処分にとどめていたのです。

このことは重要で、入管法違反事件は珍しい事件ではないので、不法就労者だけが逮捕されることは、日常あることで珍しくないでニュースになることはあまりなく、不法就労した外国人が逮捕されるとき、その雇用者も逮捕された時は珍しいのでニュースになりました。

ですからマスコミ関係者は入管法をよく知っていたのです。

しかし、この入管法違反事件では、不法就労した外国人が逮捕されたことはニュースにならず、その雇用者でない第3者が逮捕されているからニュースになっているのです。

であれば、なぜ逮捕されたのか、逮捕の法的根拠は何なのか？ジャーナリストとして、真実の報道をするために調査して記事になるはずです。

それは、真実の報道をするために放送法やそして新聞については倫理綱領で定められているからです。

しかし結果的には、法律に基づかない不法な逮捕を正当化した記事を掲載し、警察官、検察官の犯罪を助長する結果になりました。放送法 第四条そして新聞については日本新聞協会の倫理綱領に反することは未必の故意であります。

不法就労で逮捕した中国人を刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、不法就労した者を虚偽の雇用契約書の提供を受けたので、在留資格を得られた、それで在留できたので、不法就労ができたとして「不法就労罪」に、虚偽の雇用契約書を提供した者を「不法就労罪」の刑法幫助者とする事で、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけ、恣意的に入管法違反（資格外活動）幫助の犯罪者として、でっち上げたのです。

一般の国民や中国人が法律に疎いことを悪用し、不法就労助長罪にかわる、幫助者として、なんら罪に問われない在留資格取消（第22条の4 4項）の幫助理由で、金軍学らを入管法違反（資格外活動）の刑法幫助罪として罪名をすり替えても気が付かないと考えたのです。

そして、不法就労した中国人を、虚偽の雇用契約書で在留資格を得て働いたので「不法就労罪」で、虚偽の雇用契約書を提供した者を入管法違反（資格外活動）の「幫助罪」で処分することにしたのです。

告発人の経営するレフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円あり大会社だったので、犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

正犯の犯行目的は、平成16年に創設された不法就労の助長行為を防止する在留資格取消の趣旨を悪用して、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をした金軍学らの両者を犯罪者とする事で、先輩ができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をた

てるためです。事実、この後フィリッピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

被告発人の警察官は、組織の一員として捜査の警察官らの、不法な逮捕・監禁、送検そして起訴、判決を成功させるため、被告発人の新聞社記者らはニュース性があること、日頃ニュース提供で世話になっている警察への情のために、少なくとも未必の故意を承知で、日本新聞協会の倫理綱領に反し法令等の調査を怠り、警察の情報を鵜呑みにして情報を流布したものです。

以下は犯罪が思科されない理由と違法行為

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」前記 第2章－1. 警察官と共謀し、虚偽の映像ニュースを制作したニュース制作会社 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実について、に同じです。

したがって、非被告発人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告発人の対象推定者

1年10日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、読売、サンケイ新聞は逮捕翌日の朝刊で、掲載されていた。朝日新聞、毎日新聞、日経新聞は報道されていないとも聞いています。読売新聞はその後も記事を見たとの情報もあります。記事の内容は、犯行の手口を紹介したようなものだったと聞いています。

朝日新聞、毎日新聞、日経新聞は、社内のチェック機能で警察・検察の虚偽情報を見抜き、日本新聞協会の新聞協会の倫理綱領に反するので、警察の犯罪に助長せず、報道しなかったのだらうと聞いています。

告発人は、逮捕・監禁をされていたので、正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します

よって、被告発人の所為は、前記9件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法194条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法62条1項幫助罪に該当するものです。

II. 虚偽告訴罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月15日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告発人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、月島署に逮捕監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告発（送検）したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって警察官らの不法な送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

2. 正犯の警察官らは、平成22年7月4日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告発人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、荻窪署に逮捕監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告発（追加送検）したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって警察官らの不法な追加送検は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

3. 正犯の検察官は、平成22年7月24日頃、持っている職権を不法に乱用して、告発人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告発人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、荻窪署に逮捕・監禁中の告発人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発（起訴）をしたもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の警察官らは内容虚偽の逮捕情報を新聞記者らに発表し、被告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する逮捕情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる逮捕であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護人にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって検察官の不法な起訴は周囲に疑われることもなく容易に行うことができたのです。

以上3件の告発事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告発の目的を補充

前記 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実 に同じです。

したがって、非告発人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告発人の対象推定者

1年10日たった保釈後、千葉市内の知人等の話では、読売、サンケイ新聞は逮捕翌日の朝刊で、掲載されていた。朝日新聞、毎日新聞、日経新聞は報道されていないとも聞いています。読売はその後も記事をみたとの情報もあります。

朝日新聞、毎日新聞、日経新聞は、社内のチェック機能で警察・検察の虚偽情報を見抜き、日本新聞協会の新聞協会の倫理綱領に反するので、警察の犯罪に助長せず、報道しなかったのだろうと聞いています。

告発人は再逮捕され留置された荻窪署において、翌日くらいに、麻薬で逮捕された者が同じ部屋に留置されて来ました。その者が言うのは、インターネットのヤフーニュースなどで大きく取り上げられていたので告発人のことはよく知っていると言って、再逮捕ニュースの情報を話してくれました。ヤフーニュースなどは新聞社からの記事を配信しているので、再逮捕についても虚偽情報が大きく取り上げているのだと思いました。

告発人は、逮捕・監禁をされていたので、正確な情報を持ちませんので検察庁にて捜査をお願い致します。

よって、被告発人の所為は、前記3件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法172条 虚偽告訴罪に対する刑法62条1項 幫助罪に該当するものです。

第2章－4. フィリピン大使館入管法違反の虚偽情報を発表した警察官、またその虚偽情報を流布した新聞社

この事件は、2010年におきた入管法違反（資格外活動）および同幫助事件とは全く関係有りませんが、事件を真似ての類似事件で、類似の虚偽報道です。

この事件の詳しくは、2015年6月1日付で 告発人長野恭博 被告発人 書類送検の外交官等3名に関する被告発人 で告発しておりますのでご覧ください。

新聞記事内容は、第3章. 注釈的説明 7. フィリッピン大使館入管法違反事件 参照

I. 虚偽告訴罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、先に平成26年6月頃、真実は入管法の在留資格取消行為およびその幫助行為であるにも関わらず、

フィリピン大使館職員（運転手）より内容虚偽の雇用契約書の提供を受け在留資格を取得して不法就労したフィリピン人3名を入管法違反（資格外活動）として、刑事処分したことは不法であるので、前第1部で記載しました。

内容虚偽の雇用契約書を提供したフィリピン大使館職員（運転手）を入管法違反（資格外活動）幫助罪として内容虚偽の罪名で刑事処分したことは不法であるので、前第2部で記載しました。

前記の犯罪に味をしめた被告発人の警察官らは、平成26年11月頃、先に不法就労したフィリピン人の話からフィリピン国外交官1名及びフィリピン大使館職員3名の4名も内容虚偽の雇用契約書を不法就労したフィリピン人に提供して在留資格取得の幫助をしていたと聞き、フィリピン大使館に面会を申し込んだが1名は既に帰国済で3名は申し込み直後に帰国したとの回答を受けた。

よって警察官らは、平成27年2月頃、持っている職権を不法に乱用して、フィリピン国外交官1名及びフィリピン大使館職員2名の3名のした行為は、入管法の在留資格取消（第22条の4-4）の幫助行為であり、何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、よってなんら刑事処罰を受けないにもかかわらず、外交官らのクビをとって手柄を得たい被告発人は、フィリピン大使館職員（運転手）と同様に、真実は入管法の在留資格取消の幫助行為であるにも関わらず、雇用契約書を先に不法就労したフィリピン人3名に提供した行為は、入管法違反（資格外活動）に対する刑法幫助罪だとして内容虚偽の罪名で、横浜地方検察庁に虚偽告発（書類送検）したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の警察官らは内容虚偽の送検情報を新聞記者らに発表し、被告発人の新聞社記者らは警察官らの発表する送検情報を鵜呑みにして、通常の入管法違反（資格外活動）幫助と異なる送検であるにも関わらず、また幫助者が大物なので、ニュース性があると判断し、記事の法的裏付けを取らず、未必の故意で公共の新聞を使い流布することで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の送検、起訴、公判などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官や弁護士にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。よって警察官らの不法な送検を正当化することで、不法な裁判結果となることは明らかである。

以 1 件の告発事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告発の目的を補充

警察や検察の関係者は違法送検であるにも関わらず、送検を正当化するために新聞社などに過去のフィリピン大使館職員らの内容虚偽の入管法違反事件を公開し、また内容虚偽の送検情報を提供し、新聞社は通常と異なる入管法違反幫助事件であるにも関わらず、未必の故意で、法的根拠の裏付け調査をせず鵜呑みにして、正に戦争中の大本営発表を扱う記事のごとく、朝刊等で大きく報道し、一般の国民のみならず裁判官や弁護士にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の新聞を使うことで犯罪を助長したものです。

尚、被告発人のする助長行為が、2010年の入管法違反幫助事件のように、その後の裁判官に予断を与え、不法な所為がすべての裁判官に適法として扱われることは明らかであります。

裁判官は、これだけの報道だから、マスコミでも法的調査は済んでるだろうとか、これだけの報道だから警察官、検察官に恥をかかせてはいけないなどの情により適法とすることは容易に推測できます。

また弁護士にも、予断を与えることは否定できません。

国策として外国人の単純労働を排する入管法は、不法就労した外国人を不法就労罪で処罰し、働く資格のない外国人を雇用して不法就労者にさせた事業主を不法就労就労助長罪で平等に処罰する法体系になっているが、通常は、事業者への不法就労助長罪の適用をとめて、処罰しない運用だったので、不法就労した外国人は犠牲者でもあるので不法就労者にも厳しい刑事罰を科さずに、せいぜい少額罰金での国外退去の行政処分にとどめていたのです。

このことは重要で、入管法違反事件は珍しい事件ではないので、不法就労者だけが逮捕されることは、日常あることで珍しくないことでニュースになることはあまりなく、不法就労した外国人が逮捕されるとき、その雇用者も逮捕された時は珍しいのでニュースになりました。ですからマスコミ関係者は入管法をよく知っていたのです。

しかし、この入管法違反事件では、不法就労した外国人が逮捕されたことはニュースにならず、その雇用者でないフィリピン大使館職員や外交官が逮捕されているからニュースになっているのです。

であれば、なぜ逮捕されたのか、逮捕の法的根拠は何なのか？ジャーナリストとして、真実の報道をするために調査して記事になるはずです。

それは、真実の報道をするために新聞協会の倫理綱領で定められているからです。

2010年の入管法違反幫助事件をみても、法律に基づかない不法な逮捕を正当化した記事を掲載し、警察官、検察官の犯罪を助長する結果になりました。日本新聞協会の倫理綱領に反することは未必の故意であります。

不法就労で逮捕したフィリピン人を刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、不法就労した者を虚偽の雇用契約書の提供を受けたので、在留資格を得られ

た、それで在留できたので、不法就労ができたとして「不法就労罪」に、虚偽の雇用契約書を提供した者を「不法就労罪」の刑法幫助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけ、恣意的に入管法違反（資格外活動）幫助の犯罪者として、でっち上げたのです。

一般の国民やフィリピン人が法律に疎いことを悪用し、不法就労助長罪にかわる、幫助者として、なんら罪に問われない在留資格取消（第22条の4 4項）の幫理由で、外交官らを入管法違反（資格外活動）の刑法幫助罪として罪名をすり替えても気が付かないと考えたのです。

そして、不法就労したフィリピン人を、虚偽の雇用契約書で在留資格を得て働いたので「不法就労罪」で、虚偽の雇用契約書を提供した者を入管法違反（資格外活動）の「幫助罪」で処分することにしましたのです。

幫助犯がフィリピン国の大使館職員や外交官で社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

正犯の犯行目的は、平成16年に創設された不法就労の助長行為を防止する在留資格取消の趣旨を悪用して、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をしたフィリピン大使館職員（運転手）に加え、外交官1名、職員2名を加え、両者を犯罪者とする事で、先輩警察官ができなかった、2010年の入管法違反事件と同じように、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

被告発人の警察官は、組織の一員として捜査の警察官らの、不法な送検そして起訴、判決を成功させるため、被告発人の新聞社記者らはニュース性があること、日頃ニュース提供で世話になっている警察への情のために、少なくとも未必の故意を承知で、日本新聞協会の倫理綱領に反し法令等の調査を怠り、警察の情報を鵜呑みにして情報を流布したものです。

以下は犯罪が思科されない理由と違法行為

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」前記 第2章－1. 警察官と共謀し、虚偽の映像ニュースを制作したニュース制作会社 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実について、に同じです。

したがって、非告発人の不法な幫助行為は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告発人の対象推定者

読売新聞等2015年2月20日付朝刊の社会面いっばいに報道しました。
朝日新聞、毎日新聞は同様の記事内容をWeb版で確認しております。

この事件では、警察庁や外務省まで犯罪に加担しており、日本の国益を損ねる事件です。
早急に断罪に処さねば、多くの国民はフィリピンは国家ぐるみの犯罪国家として印象をうけていますが真実は日本こそが国家ぐるみの犯罪国家であることを知ったら、多くのフィリピン国民は、反日へと大きく舵をきり、日本の今までのODA援助など無になり大きく国益を損ねることになります。こう言う虚偽報道に対しては断罪で対処せねば、新聞社などの報道姿勢は治らないと思います。

よって、被告発人の所為は、前記3件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法172条 虚偽告訴罪に対する刑法62条1項 幫助罪に該当するものです。

Ⅲ. 悪質な故意のある犯罪行為（告発事実の故意について）

1. 風が吹けば桶屋が儲かる式の結論ありきの強引な因果関係による幫助論はぞっとします。

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

2. 警察と共謀による明確な故意

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

3. 未必の故意

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

4. 入管法違反事件は日常的な事件で、この事件は報道の専門家の幫助犯罪です。

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

5. 放送法により、放送に携わる者の職責を厳しく明らかにすることです。

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

IV. 被告発人の虚偽情報の流布

I. 逮捕前の捜査情報の漏えい

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

2. 記事の内容は概ね以下のようです。

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

3. 虚偽の逮捕情報

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

4. 虚偽情報流布の目的および影響

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

5. ニュースリソースは、警察官と共謀しての情報の不法取得であり、共同製作です。

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

6. 報道の関連

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

第3章. 注釈的説明

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

2. 日本新聞協会の新聞協会の倫理綱領

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

第4章. 事件の補足説明

1. 事件の経緯

告訴人 長野恭博 に対する 告訴状に同じ マスコミの幫助罪

第5章 金軍学の被害

被告発人らの、日本国法を侮辱する、悪質な虚偽告発及び職権濫用により、
金軍学は、懲役1年半、執行猶予3年 罰金100万円であった。

金軍学は、肉体的苦痛や精神的苦痛、社会的信用を失い、
ブローカー業の謝礼で貯めた1000万円で手にした中華料理店を失いました。

そして逮捕、拘留、判決により、生活の基盤である日本から強制退去をさせられ、
すべての信用、財産や収入、生活の基盤などを失うことになったのです。

金軍学のうけた懲役刑は、中国での人生にも大きく負担になります。
早急に、検察側が再審請求して起訴を取り下げ、賠償をすべきです。

日本人だけだったら、検察官が言った本音（私は偉いんです）で握り潰せますが、
日本法は明文法ですから、国際的に握りつぶすことは出来ません。
罪のない中国人を罪人にして、金（罰金）まで巻き上げて、国外追放処分にしたのです。
国際的にも恥ずかしいことをしてくれたものです。

早急に適切な処理をしないと、いずれ従軍慰安婦や徴用工なみの国際問題になります。
この件に関しては、中国人らが注意深く注目しています。

第6章 其の他

I. 立証方法

1. 起訴状
2. 日本国憲法、出入国管理及び難民認定法並びに刑法等
3. 入管法改正にかかる国会議事録（本会議および委員会等）
（法の創設および改正趣旨）
4. 東京地裁判決
5. 2010年6月14日 NHK、民放等のテレビ局 お昼のテレビニュース録画
6. 2010年6月15日 読売新聞等の朝刊記事 及び再逮捕記事など

II. 関係情報

起訴状
（平成22年東地庁外領第6487、6624
平成22年検第17461、17462、29215、29216）

III. 添付書類

その他 必要な資料は、上記関係情報より取得してください
フィリピン大使館入管法違反 読売新聞記事コピー 1枚
〒261-0003 千葉市美浜区高浜6-18-9 長野恭博

Eメール nagano@miraico.jp 携帯電話 090-4824-7899